令和８年度　第５回　浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和８年８月１９日（水）
午後１時３０分 ～ ３時（予定）
会場：西行政センター３階 大会議室

次　　第

１　開会

２　会長あいさつ

３　区長あいさつ

４　お知らせ

浸水対策の新しい取組について　☞ 資料 １

５　議事

（１）【協議事項第６号】浜松市こどもの権利条例（案）のパブリック・コメントの実施についいて　☞ 資料 ２

（２）【協議事項第７号】令和８年度 地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）の提案について　☞ 資料 ３

（３）【報告事項第３号】令和８年度 地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）（少額助成事業）の選考結果について　☞ 資料 ４

６　その他

（１）地域課題について　☞ 資料 ５

（２）浜名湖うなぎまつり他について　☞ 資料 ６

（３）事務局からの報告について　☞ 資料 Ａ（当日配付）

（４）次回以降の開催日程

第６回　　９月１８日（金）　午後１時３０分　西行政センター　３階　大会議室

第７回　１０月１５日（木）　午後１時３０分　舞阪支所　１階　ホール

７　閉会

馬込川流域及び安間川流域の特定都市河川の指定について

近年の水害の状況







2023　台風第2号
2022　台風第15号
2020　令和2年7月豪雨
2019　東日本豪雨（台風第19号）
2018　西日本豪雨
2017　九州北部豪雨
2016　（北海道・岩手）豪雨
2015　関東東北豪雨
2014　広島土砂災害
2013　（岩手・秋田）豪雨
2012　九州北部豪雨（柳川市八女市）
2011　新潟福島豪雨
紀伊半島大水害
2010
2009　中国・九州北部豪雨
（山口市防府市、
直方市飯塚市）

大阪湾高潮　大阪府北部6弱　北海道胆振東部7
鳥取県中部6弱 茨城県北部6弱　熊本地震7
御嶽山噴火 長野県北部地震6弱
淡路島地震6弱
新燃岳噴火
静岡県東部6強
東日本大震災7









資料 1

流域治水への転換

- 河川改修などハード整備の加速化に加え、河川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で浸水被害軽減を図る「流域治水」を推進している。
- 対策における３つの柱により総合的かつ多層的に、治水対策に取り組んでいる。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大（集水域）
［県・市、企業、住民］
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留（河川区域）
［国・県・市・利水者］
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

［国・県・市］
土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
［国・県・市］
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
［国・県］
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫
［県・市、企業、住民］
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす（氾濫域）
［国・県・市］
二線堤の整備、自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実（氾濫域）
［国・県］
水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
［国・県・市］
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
［企業、住民］
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
［企業、住民］
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
［国・企業］
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
［国・県・市等］
排水門等の整備、排水強化

出典：「第１回流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」資料抜粋

浸水対策の新しい取組

～ 特定都市河川の指定 ～



浜松市では、「浜松市総合雨水対策計画」に基づき、ハード対策に加え、自助・共助の手助けとなるソフト対策を組み合わせた「流域治水」を実施してきました。

「**特定都市河川**」の水をながす・ためる整備を早める制度　や　水を保つ制度を新たに活用して、「流域治水」をさらに推進します。

対象エリア　降った雨が安間川・馬込川に集まるエリア（裏面）

指定時期　令和９年３月末を予定

新しい取組

市が進める流域治水（浜松市総合雨水対策計画）



整備を推進

＋

特定都市河川の指定による雨水浸透阻害行為の許可制



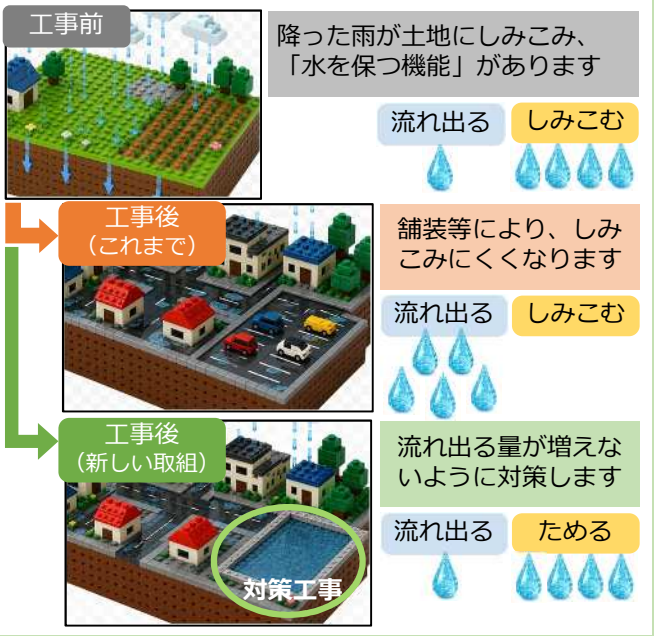
水をたもつ

土地にしみこんでいた水が、新たに流れ出ないよう、対策を求めます。その土地の持つ**「水を保つ機能」**を担保します。

「水をたもつ」ことで、流域治水の効果が得られやすくなります

雨水浸透阻害行為の許可制

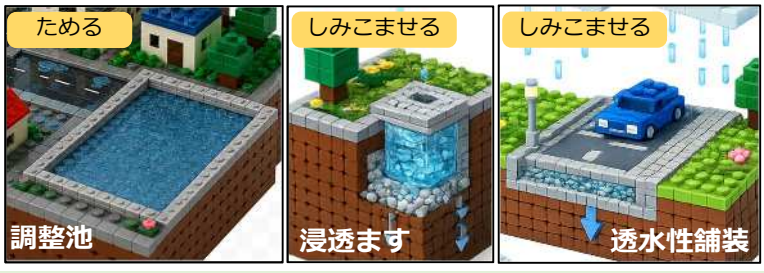
雨がしみこみやすい土地を、しみこみにくくする場合、市の許可が必要となり、対策工事が必要です。



対象　雨がしみこみにくくなる土地が1,000㎡以上



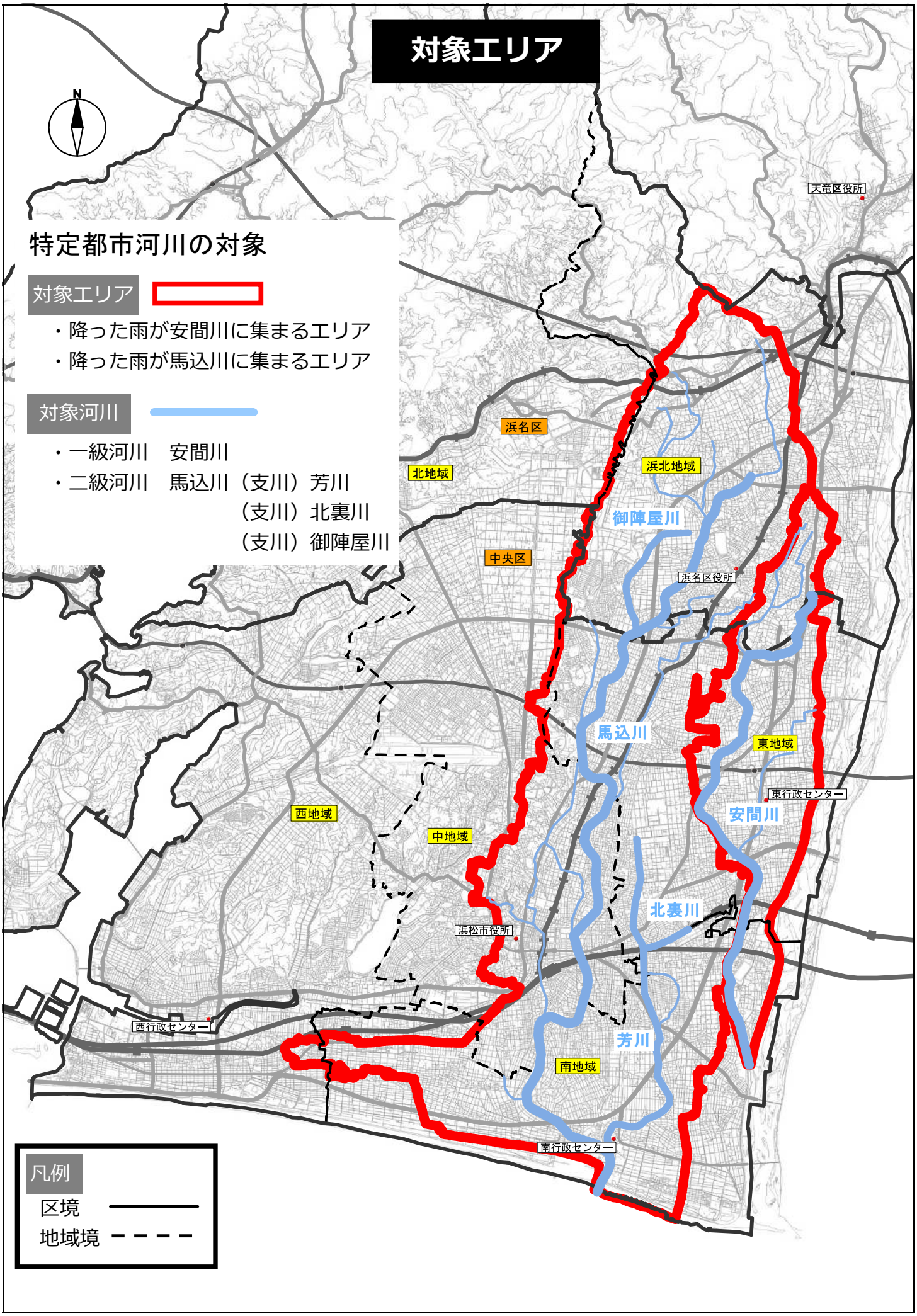
対策工事の例　「水を保つ機能」を担保します



流域治水を推進し、どこでも安全、いつまでも安心、持続可能で快適なまちを目指します。

問合せ　浜松市土木部 河川課(流域治水グループ)
〒430-8652　浜松市中央区元城町103-2
TEL.053-457-2451　FAX.053-457-2368

この取組は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき実施します。実施状況や追加情報は、随時ホームページで公開します。


対象エリア
特定都市河川の対象
対象エリア
・降った雨が安間川に集まるエリア
・降った雨が馬込川に集まるエリア
対象河川
・一級河川　安間川
・二級河川　馬込川（支川）芳川
（支川）北裏川
（支川）御陣屋川
N
天竜区役所
浜名区
北地域
浜北地域
御陣屋川
中央区
浜名区役所
馬込川
東地域
東行政センター
安間川
西地域
中地域
北裏川
浜松市役所
西行政センター
芳川
南地域
南行政センター
凡例
区境
地域境

第９号様式

資料２

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項				
件　　名	浜松市こどもの権利条例（案）のパブリック･コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	○目的・趣旨 こどもは権利の主体であること及びこどもの権利の保障に関する基本的な事項等を規定するとともに、こどもの権利が侵害された場合にそれを救済するための附属機関の設置を規定するため、「浜松市子ども育成条例」を廃止し、新たに「浜松市こどもの権利条例」を制定する。 ○背景・経緯 ・「浜松市子ども育成条例」（平成 22 年制定）において、こどもは保護や支援の対象として位置付けられているが、令和４年には、児童の権利に関する条約のいわゆる４原則の趣旨を踏まえた「こども基本法」が制定された。 ・条例案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や意見聴取を実施したほか、浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会において意見を聴き、条例案に反映させた。				
対象の区協議会	中、東、西、南、北地域分科会・天竜区協議会				
内　　容	市の条例案について意見を伺う。なお、区協議会及び地域分科会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。 （条例の概要） １　こどもの権利に関する基本理念（第３条） ２　こどもの権利及び市等の責務（第４条～第 13 条） ３　相談の申出及び救済の申立て（第 14 条） ４　権利救済委員会の設置（第 15 条～第 20 条） ５　こども施策を推進するための計画策定（第 21 条） ６　こどもの意見表明と反映（第 22 条） ７　周知啓発（第 24 条）				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	・意見募集期間　：令和８年７月 23 日(木) ～令和８年８月 21 日(金) ・市の考え方公表：令和８年 11 月予定 ・条例公布　　：令和８年 12 月予定 ・施行時期　　：令和９年４月予定				
担当課	こども若者政策課	担当者	桐生　佳織	電話	053-457-2795

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市こどもの権利条例（案）
に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成１５年４月から、この制度を導入しています。



１．「浜松市こどもの権利条例（案）」とは

こどもは権利の主体であること及びこどもの権利の保障に関する基本的な事項等を規定するとともに、こどもの権利が侵害された場合にそれを救済するための附属機関の設置を規定するため、新たに制定するものです。

２．案の公表期間及び意見募集期間

令和８年７月 23 日（木）～令和８年８月 21 日（金）

３．案の公表先

こども若者政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館１階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

４．意見の提出方法

意見書には、**住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	こども若者政策課（ザザシティ浜松中央館５階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】（最終日の消印有効）	〒４３０－８６５２ 浜松市中央区元城町１０３－２ こども若者政策課あて
③電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ＦＡＸ	０５３－４５７－２０３９（こども若者政策課）

５．寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和８年 11 月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

６．問い合わせ先

こども家庭部こども若者政策課（ＴＥＬ　０５３－４５７－２７９５）

浜松市パブリック・コメント制度（案公表及び意見募集）様式　目次

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要　　・・・・・・・　Ｐ１

●浜松市こどもの権利条例（案）　　・・・・・・・　Ｐ２～７

●参考資料

・浜松市こどもの権利条例（案）概要　　・・・・・・・　Ｐ８

・浜松市こどもの権利条例（逐条解説・案）・・・・・・・　Ｐ９～45

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 （所在地）	
※お名前 （法人名・団体名）	
電話番号	
案の名称	浜松市こどもの権利条例（案）
意見募集期間	令和８年７月 23 日（木）～令和８年８月 21 日（金）
意見欄	

・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】こども若者政策課あて
持参先：〒４３０－０９３３　浜松市中央区鍛冶町１００番地の１
ザザシティ浜松中央館５階
郵送先：〒４３０－８６５２　浜松市中央区元城町１０３番地の２
ＦＡＸ：０５３－４５７－２０３９
Ｅ－ｍａｉｌ：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ●ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は‥‥‥だからである。
- ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。



パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市こどもの権利条例（案）
趣旨・目的	こどもは権利の主体であること及びこどもの権利の保障に関する基本的な事項等を規定するとともに、こどもの権利が侵害された場合にそれを救済するための附属機関の設置を規定するため、「浜松市子ども育成条例」を廃止し、新たに「浜松市こどもの権利条例」を制定します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・昨今、児童虐待やヤングケアラーなど支援が必要な家庭が増加しているほか、いじめや不登校の問題など、こどもの健全な育成や人格形成に影響を及ぼすことが危惧されています。 ・こども施策の推進にあたっては、市だけでなく、保護者、学校等関係者をはじめ、こどもに関わる全ての人々がこどもの最善の利益を第一に考え、それぞれの責務を果たし、社会全体でこどもの育ちを支えていくことが大切です。 ・「浜松市子ども育成条例」（平成 22 年制定）において、こどもは保護や支援の対象として位置付けられていますが、令和４年には、児童の権利に関する条約のいわゆる４原則の趣旨を踏まえた「こども基本法」が制定されました。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	・条例案は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念に基づき、こどもの権利の保障に関する基本的な事項を定めています。 ・条例案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や意見聴取を実施したほか、浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会において意見を聴き、条例案に反映させています。
案のポイント（見直し事項など）	（条例の概要） １　こどもの権利に関する基本理念（第３条） ２　こどもの権利及び市等の責務（第４条～第 13 条） ３　相談の申出及び救済の申立て（第 14 条） ４　権利救済委員会の設置（第 15 条～第 20 条） ５　こども施策を推進するための計画策定（第 21 条） ６　こどもの意見表明と反映（第 22 条） ７　周知啓発（第 24 条）
関係法令・上位計画など	児童の権利に関する条約、こども基本法、浜松市こども計画
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	令和８年７月２３日　案の公表、意見募集開始 令和８年８月２１日　意見募集終了 令和８年１１月　　市の考え方の公表 令和８年１２月　　条例公布 令和９年４月　　条例施行

浜松市こどもの権利条例（案）　概要

目次

前文
第１章　総則
第２章　こどもの権利の保障
第３章　こどもの権利を保障するための責務
第４章　こどもの権利の侵害に関する相談及び救済
第５章　こども施策の推進
第６章　こどもの権利の周知啓発
第７章　雑則
附則



前文

・全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。
・全てのこどもは、ただ守られる存在ではなく、自ら考え、意見を表明し、社会に参画する権利の主体です。
・こどもは、自分の意見や思いが受け止められ、尊重される経験を通して、自己肯定感や自尊感情が育まれ、自分自身を大切にするとともに、自分以外の人を思いやる気持ちや、主体的に社会の形成に参画する力を身に付けていきます。
・おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを支えることが重要です。
・こどもの心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちの実現を目指します。

第１章　総則（第１条～第３条）

目的

こどもの権利の保障に関する基本的な事項を定め、こどもの最善の利益を優先して考慮し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現する

定義

- **こども**
 市内で生活、活動する18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- **おとな**
 市内で生活、活動する者（こどもを除く）
- **保護者**
 こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者
- **学校等関係者**
 ・学校教育法（第１条）に規定する学校
 ・児童福祉法（第７条第１項）に規定する児童福祉施設
 ・こどもが利用する全ての施設、団体
- **事業者**
 市内で事業活動を行う法人、団体、個人

基本理念

- **差別の禁止**
 こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けない
- **こどもの意見の尊重**
 こどもは、成長及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画する機会及び意見を表明する機会を提供され、その意見が尊重される
- **生命、生存及び発達に対する権利**
 こどもは、かけがえのない存在として、命が大切に守られ、自身の能力を十分に伸ばし、自分らしく健やかに成長できるよう支援される
- **こどもの最善の利益**
 こどもは権利の主体であり、こどもに関する全てのことは、こどもの成長及び発達の程度に応じて、その最善の利益が優先して考慮される

第２章　こどもの権利の保障（第４条～第８条）



- **安心して生きる権利**
- **心豊かに健やかに育つ権利**
- **自分を守り、守られる権利**
- **社会に参画する権利**

※ 条例に定める権利のほか、こどもが健やかで幸せに成長するために必要な権利を保障する

第３章　こどもの権利を保障するための責務（第９条～第13条）

- **市**
 こども施策を通じて、こどもの権利の保障に必要な環境整備と支援を行う
- **おとな**
 こどもが健やかに安心して生活できるよう、こどもの権利に関心と理解を深め、その保障に努める
- **保護者**
 こどもの最善の利益をこどもとともに考え、こどもが心身ともに健やかに育つことができるよう愛情をもって養育する
- **学校等関係者**
 こどもが自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開いていくことができるよう、育ちを支える
- **事業者**
 保護者が仕事と子育ての両立ができる環境づくりを促進する

第４章　こどもの権利の侵害に関する相談及び救済（第14条～第20条）

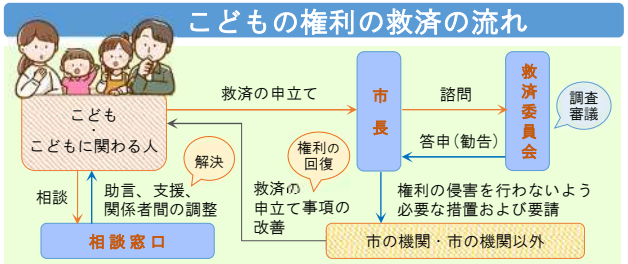
浜松市こどもの権利救済委員会

市の附属機関として「浜松市こどもの権利救済委員会」を設置
（地方自治法第138条の4第3項）

→ 権利の侵害を受けたこどもの救済、権利の回復を図る

・委員３人以内（任期３年）
・委員は、こどもの権利に優れた識見があり、公正中立な立場で活動できる者
・委員会は、毎年、市長に活動状況を報告し、公表する

こどもの権利の救済の流れ



第５章　こども施策の推進（第21条～第23条）

- **計画の策定**
 こども施策を総合的、計画的に推進するための計画を策定
- **こどもの意見表明**
 ・こどもが意見を表明するために必要な環境を整備
 ・必要な情報をこどもに分かりやすく提供、発信
 ・こどもの最善の利益が図られるようこどもの意見をこども施策、取組等へ反映

第６章　こどもの権利の周知啓発（第24条～第25条）

こどもの権利について、関心と理解を深めるため、毎年11月を「浜松市こどもの権利月間」とする

第７章　雑則（第26条）

条例に定めるもののほか、施行に必要な事項は規則で定める

附則

施行日 … 令和９年４月１日
（ただし、第４章は規則で定める日から施行）
※浜松市子ども育成条例は廃止

浜松市こどもの権利条例（案）

目次

前文
第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　こどもの権利の保障（第４条―第８条）
第３章　こどもの権利を保障するための責務（第９条―第１３条）
第４章　こどもの権利の侵害に関する相談及び救済（第１４条―第２０条）
第５章　こども施策の推進（第２１条―第２３条）
第６章　こどもの権利の周知啓発（第２４条・第２５条）
第７章　雑則（第２６条）
附則

全てのこどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等によらず、自分らしく幸せに生きていく権利を持った、かけがえのない存在です。また、全てのこどもは、ただ守られる存在ではなく、権利の主体として自ら考え、意見を表明し、社会に参画する権利を持っています。

これらの権利が保障されることにより、こどもは、自分の意見や思いが受け止められ、尊重される経験を通して、自己肯定感や自尊感情が育まれます。そして、自分自身を大切にするとともに、自分以外の人を思いやる気持ちや、主体的に社会の形成に参画する力を自然と身に付けていきます。

そのために、おとなは、こどもの権利を正しく理解し、こどもの成長や発達に応じて、こどもの最善の利益を優先して考慮し、こどもの育ちを支えることが重要です。

このような考えの下、市は、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者と協力及び連携をし、こどもの心身の状況や置かれている環境にかかわらず、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現するため、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和４年法律第７７号）の理念に基づき、こどもの権利の保障に関する基本的な事項を定め、こどもの最善の利益を優先して考慮し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こども　市内に居住し、通学し、通勤する等、市内において生活し、又は活動する１８歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。

(2) おとな　市内に居住し、通学し、通勤する等、市内において生活し、又は活動する者（こどもを除く。）をいう。

(3) 保護者　こどもの親、里親その他親に代わりこどもを養育する者をいう。

(4) 学校等関係者　次に掲げる施設又は団体（以下「学校等」という。）の関係者をいう。

ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、こどもが育ち、遊び、学び、又は活動するために利用する施設又は団体

(5) 事業者　市内で事業活動を行う法人、団体又は個人をいう。

（基本理念）

第３条　こどもの権利の保障は、次に掲げる基本理念にのっとり、行うものとする。

(1) こどもは、年齢、性、障がいの有無、国籍、人種、生まれ育った環境等により、こどもを取り巻くあらゆる差別その他の不利益を受けないこと。

(2) こどもは、成長及び発達の程度に応じて、多様な社会的活動に参画する機会及び意見を表明する機会を提供され、その意見が尊重されること。

(3) こどもは、かけがえのない存在として、命が大切に守られ、自身の能力を十分に伸ばし、自分らしく健やかに成長できるよう支援されること。

(4) こどもは権利の主体であり、こどもに関する全てのことは、こどもの成長及び発達の程度に応じて、その最善の利益が優先して考慮されること。

第２章　こどもの権利の保障

（安心して生きる権利）

第４条　こどもは、安心して生きる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 命が守られ、安心して生活できること。

(2) 安全で健やかに成長できる環境において生活できること。

(3) 病気等の治療及び健康の回復のため、必要な医療を受けることができること。

（心豊かに健やかに育つ権利）

第５条　こどもは、自分らしく心豊かに健やかに育つ権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 多様な学びの機会が確保され、誰もが学ぶことができること。

(2) 家庭又は家庭と同様の環境で育つことができること。

(3) 十分な休息及び余暇をとることができること。

(4) 成長及び発達の程度に応じた遊びを楽しむことができること。

(5) 友達及び仲間と交流し、過ごすことができること。

(6) 芸術及びスポーツに親しむ等、文化的な生活を送ることができること。

（自分を守り、守られる権利）

第６条　こどもは、自分を守り、守られる権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られること。

(2) プライバシーが守られ、名誉が侵害されないこと。

(3) 多様性を認め合い、あらゆる差別を受けないこと。

(4) こどもにとって有害な情報から守られること。

(5) 困ったときに気軽に相談でき、支援を受けることができること。

（社会に参画する権利）

第７条　こどもは、社会に参画する権利があり、主として次に掲げることが保障されなければならない。

(1) 自分の意見を自由に表明できること。

(2) 表明した意見が成長及び発達の程度に応じて尊重されること。

(3) 意見表明に必要な情報、支援及び助言を得て、自己決定することができること。

(4) 自分に関わる事柄について参画する機会が提供されること。

（その他の権利）

第８条　第４条から前条までに定める権利のほか、全てのこどもが健やかで幸せに成長するために必要な権利が保障されなければならない。

第３章　こどもの権利を保障するための責務

（市の責務）

第９条　市は、教育、福祉、保健その他こどもに関するあらゆる施策（以下「こども施策」という。）を通じてこどもの権利の保障に必要な環境整備及び支援を行うものとする。

２　市は、家庭の状況にかかわらず等しくこどもの権利を保障し、保護者が安心して子育てできるよう、こども及び保護者に対し支援を行うものとする。

３　市は、妊娠、出産及びその後の子育てにおける各段階及び状況において、切れ目のない支援を行うものとする。

４　市は、前３項の環境整備及び支援を行うに当たっては、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者の理解と協力が得られるよう努めるものとする。

５　市は、おとな、保護者、学校等関係者及び事業者が相互に連携し、それぞれの責務を果たすことができるよう支援するものとする。

（おとなの責務）

第１０条　おとなは、こどもが健やかに安心して生活できるよう、こどもの権利について関心と理解を深め、その保障に努めるものとする。

２　おとなは、こどもの成長及び発達の程度に応じて、こどもの意見に耳を傾け、これを尊重するよう努めるものとする。

３　おとなは、こどもが地域の行事及び活動に参加する機会を設け、地域住民とふれあい、豊かな心が育まれる支えとなるよう努めるものとする。

４　おとなは、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第１１条　保護者は、こどもの養育及び発達に主たる責任があることを認識し、愛情をもって養育し、こどもが心身ともに健やかに育つことができるよう努めるものとする。

２　保護者は、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益をこどもとともに考えることで、こどもが自分自身を大切にする気持ちを育むことができるよう努めるものとする。

３　保護者は、こどもが自分らしく幸せな状態で成長できる家庭環境づくりに努めるものとする。

４　保護者は、必要に応じて市その他関係機関に支援を求め、こどもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

５　保護者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

（学校等関係者の責務）

第１２条　学校等関係者は、こども一人ひとりが自分の良さや可能性を認識し、豊かな人生を切り開いていくことができるよう、その育ちを支えることに努めるものとする。

２　学校等関係者は、こどもの健やかな成長及び発達にとって重要な責務を果たすことを認識し、こどもの権利の保障に努めるものとする。

３　学校等関係者は、こどもが虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

４　学校等関係者は、こどもの健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう、等しく様々な経験を得られる機会及び教育を受けられる機会の提供に努めるものとする。

５　学校等関係者は、こどもの意見を聴き、学校等の運営及び活動に反映するよう努めるものとする。

６　学校等関係者は、こどもの養育及び教育について、保護者及び地域社会と積極的に連携し、支援を行うよう努めるものとする。

７　学校等関係者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第１３条　事業者は、第１１条に規定する保護者の責務を十分に認識し、仕事と子育ての両立ができる環境づくりや職場内における相互理解の促進に努めるものとする。

２　事業者は、こどもが社会の一員として社会と関わりをもって育つことの大切さを理解し、こどもの社会参加の促進に協力するよう努めるものとする。

３　事業者は、市が実施するこども施策を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

第４章　こどもの権利の侵害に関する相談及び救済

（相談の申出及び救済の申立て）

第１４条　権利の侵害を受けた、若しくは受けているこども又はそのこどもに関わる人は、市長に対し、こどもの権利の侵害に関する相談の申出又は救済の申立てをすることができる。

２　市長は、前項の相談の申出があったときは、相談に応じ、権利の回復のための助言、支援及び関係者間の調整を行わなければならない。

３　市長は、第１項の救済の申立てがあったときは、次条に規定する委員会に諮問しなければならない。

（委員会の設置）

第１５条　市は、権利の侵害を受けた、又は受けているこどもの救済及びその権利の回復を図るため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、浜松市こどもの権利救済委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第１６条　委員会の職務は、次のとおりとする。

(1)　市長の諮問に応じ、こどもの権利の侵害について調査審議すること。ただし、調査審議を行うことが適当でない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(2)　前号に掲げるもののほか、こどもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案があるときは、市長の同意を得て、当該事案について調査審議を行うこと。

(3) 前２号の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、権利侵害が行われないようにするための必要な措置を講じるよう勧告すること。

(4) 第１号又は第２号の規定により調査審議した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、市の機関以外の関係者が権利侵害を行わないようにするために必要な要請をするよう勧告すること。

（委員）

第１７条　委員会は、委員３人以内で組織する。

２　委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、公正中立の立場で活動できる者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（臨時委員）

第１８条　前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有し、かつ、公正中立の立場で活動できる者のうちから、市長が委嘱する。

３　臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

４　臨時委員の職務上知ることのできた秘密については、前条第４項の規定を準用する。

（委員長）

第１９条　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（調査協力等）

第２０条　委員会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

２　委員会は、その職務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

３　市長その他の市の機関は、第１６条第３号又は第４号の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

４　第１６条第４号の要請を受けた者は、これを尊重するよう努めなければならない。

第５章　こども施策の推進

（計画の策定等）

第２１条　市長は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものとする。

２　市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、こどもをはじめとする市民の意見を広く聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

３　市長は、第１項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

（こどもの意見表明と反映）

第２２条　市及び学校等関係者（以下この条において「市等」という。）は、こども施策、取組等について、こどもが意見を表明する機会及び場を設ける等、必要な環境整備に努めるものとする。

２　市等は、こどもが自ら意見を形成し表明できるよう、必要な情報をこどもに分かりやすく提供し、又は発信することに努めるものとする。

３　市等は、自らの意思を表明することに困難を有するこどもに対し、成長及び発達の程度、成育環境等に配慮するとともに、必要に応じてこどもの意見を代弁する等の手段を確保するよう努めるものとする。

４　市等は、こどもの最善の利益が図られるよう、こどもの意見を尊重し、こども施策、取組等へ反映させるよう努めるものとする。

５　市等は、前項の意見の反映状況をこどもに説明するよう努めるものとする。

（庁内体制）

第２３条　市長は、こども施策の推進について、庁内の総合調整を行い、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。

第６章　こどもの権利の周知啓発

（周知啓発）

第２４条　市は、こどもの権利について関心と理解を深めるため、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その啓発を行うものとする。

（こどもの権利月間）

第２５条　市は、こどもの権利について市民の関心と理解を深めるため、浜松市こどもの権利月間（以下「こどもの権利月間」という。）を設ける。

２　こどもの権利月間は、児童の権利に関する条約が国際連合総会において採択された日である１１月２０日を含む１１月とする。

第７章　雑則

（委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は、規則で定める日から施行する。

２　浜松市子ども育成条例（平成２２年浜松市条例第３０号）は、廃止する。

３　この条例の施行の際、現にこども基本法第１０条第２項の規定により策定し、同条第３項の規定により公表されている計画は、第２１条第１項の規定により策定し、同条第３項の規定により公表された計画とみなす。

資料３

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項				
件　　名	令和８年度　地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）の提案について（中央区・西地域）				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 （以下「助成事業」という） 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業 ＜浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）＞ 第７条 助成事業は、市長が別に定める審査会において、審議するものとする。 第８条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第４条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあっては、同条例第５条の２に規定する地域分科会）に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。				
対象の区協議会	浜松市中央区協議会西地域分科会				
内　　容	○提案事業３件 提案のあった助成事業について、審査会にて審議を行いましたので、審議結果についてご意見をお伺いいたします。 審査会結果及び提案事業の詳細は別紙のとおりです。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	①中央区地域力向上事業審査会（西行政センター）を実施（７月 31 日） ②西地域分科会にて意見聴取（８月 19 日） ③事業の採択・不採択を決定し提案団体に通知を送付				
担当課	西行政センター	担当者	大平　哲也	電話	597-1112

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	（1）提案事業名	（2）提案回数
1	浜松ランタンin浜名湖	1回目 （補助率50%以内）

（3）提案団体	（4）実施時期
浜松ランタンやらまいか実行委員会	令和８年１０月１０日（土）

（5）事業目的

①舘山寺エリアに新たな夜のイベントを創出し、活性化を目指す。
②住民同士の交流機会を提供する。

（6）事業内容

①スカイランタンを浮かばせるイベントを実施
　日　時：１０月１０日（土）午後６時～（予備日：１０月１７日（土））
　場　所：ホテル九重跡地
　参加費：１グループ2,980円（予定）
②イベントに合わせた地域住民による物販、飲食物の販売を実施

（7）実施場所	（8）参加予定人数
舘山寺　ホテル九重跡地	団体スタッフ20人 参加者800人

（9）概算事業費	（10）補助対象経費	（11）補助上限額	（12）補助希望額
1,543,000円	1,543,000円	771,000円	649,000円

（13）【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
3.3	3.5	3.2	3.2	3.0

合計	結果	審査の目安
16.2	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

（14）【審査会】採択の条件

なし

（15）【審査会】主な意見

・観光地である舘山寺地区の活性化につながる取り組みである。
・市外の方が舘山寺エリアにイベントを持ち込み、盛り上げようとすることは
　良い取り組みである。
・地元との連携や協力を綿密にし、地域住民が参画できる企画にしてほしい。

次のとおり、事業を提案します。

事業名	浜松ランタンin浜名湖
実施時期	令和8年10月10日（土）予備日：令和8年10月17日（土）
実施場所	舘山寺　ホテル九重跡地
概算事業費	1,543,000円
参加予定人数	団体スタッフ　20名　、参加者　800名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	10月10日（土）に、舘山寺ホテル九重跡地でスカイランタンイベントを開催します。参加費は1グループ2,980円で各グループ最大４人が入場できます。詳細は別紙参照。 ※予備日は10月17日（土）
事業の目的	**・舘山寺エリアの活性化** 花火よりも安価に開催できるスカイランタンのイベントを開催することで、舘山寺エリアに花火に代わる夜のイベントを提供することができます。また、観光客の滞在時間を延ばし、舘山寺エリアが活性化するきっかけを作ります。スカイランタンの販売目標数は300個、集客目標数は800人です。 **・住民同士の交流機会の提供** 住民同士の交流が希薄になる中で、本イベントは外部の観光客だけでなく地元住民の皆さんにも来場していただきます。また、会場では地元住民の皆さんによる物販や飲食物の販売も行います。住民同士が顔を合わせる機会となり、地域コミュニティ強化のきっかけになります。

地域資源の活用	**・舘山寺エリア** 舘山寺エリアには観光資源が多くあります。浜名湖の美しい　景観のもと、遊園地、温泉施設、遊覧船など、観光地として多くの集客を見込めるポテンシャルを秘めています。そのような場所でランタンイベントを実施することで、一定の集客数を確保できる可能性が高いと考えます。また、本イベント来場者には舘山寺のレジャー施設や宿泊施設の情報を提供し、相乗効果によって多くの方の来場が期待できます。 **・地元の協力** 本イベントは、舘山寺観光協会や地元舘山寺自治会など地元の団体と協働で実施します。具体的には、観光協会駐車場やパルパル駐車場を貸していただけることになりました。また、地域住民による物販や飲食物の販売を実施し、舘山寺エリアの名物・特産品を観光客に知ってもらう機会を用意します。
地域課題	舘山寺エリアはかつて多くの観光客であふれていましたが、近年は観光客の減少が顕著です。舘山寺温泉の令和６年度の宿泊客数は 24 万人で、ここ 20 年間で６割減という数字になっています。 特に夜間の消費が少なく、夜間の売り上げが日中と比べて大幅に減少しているため、夜間の魅力向上、消費増加が舘山寺エリアの課題となっています。
事業の妥当性	本事業を実施することで、スカイランタンのイベントという今までにない舘山寺の価値を創造し、魅力アップにつなげます。観光客の減少に歯止めをかけ、舘山寺が観光地として息を吹き返すきっかけになると考えています。 また、本イベントは夜に開催します。これまで、舘山寺エリアでの夜のイベントと言えば花火くらいしかありませんでしたが、ランタンという新しいイベントを創設することで、夜の舘山寺エリアに新たな付加価値を付けられると考えています。
公益性	夕方、夜間に人気のイベントを開催することにより、訪問客の滞在時間が増え、飲食店や宿泊施設などの消費拡大につながります。また花火に変わるイベントとして地域の方々（子供から大人まで）へ、夜の娯楽イベントを提供できます。
財政支援の妥当性	補助金を活用することにより、参加費用を低額にすることができ、多くの方にイベントへご参加いただける可能性が上がります。また近隣の方もイベントへ参加するハードルが下がり、花火に変わる夜の思い出を提供できます。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

1　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳（単価・数量）
補助金	649,000	地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金）
計	1,543,000	

2　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳（単価・数量）
報償費		○	50,000	・音響PA人件費　50,000円（1名）
需用費	消耗品	○	927,000	・ランタンセット　660,000円 （単価2,200円×300基） ・ヘリウムガス　267,000円 （1基あたり890円×300基）
需用費	印刷製本費	○	2,000	・チラシ印刷費
役務費	保険料	○	60,000	・催事保険
役務費	広告宣伝費	○	260,000	・チラシ作成費　40,000円 ・メディア広告費　220,000円 （PRTIME、各社メディアなど）
使用料及び賃借料		○	170,000	・イベント備品費　60,000円 （テーブル、テント、ポールなど） ・音響レンタル費　60,000円 ・音楽著作権料　20,000円 ・開催場所貸し出し費用　30,000円
手数料		○	74,000	・チケット決済手数料
計			1,543,000	
うち補助対象経費			1,543,000	

※補助対象事業に○を記載してください。



目的：ナイトタイムエコノミーの推進

「ナイトタイムエコノミー」は、文化・経済の両面でまちを活性化させ、今後の経済を支える重要なテーマであり、ナイトタイムに行われる様々な活動を行うことにより、訪問客の滞在時間が増え、消費拡大につながります。

また、夜間に営業する事業者にとっては、既存の資産を活用し、「夜間」という新たな時間市場を開拓することで事業を拡大する機会となります。

ランタンイベントは「夜間」に行われるため、日本中で注目されているナイトイベントの1つとなっています。このイベントを開催することにより、訪問客の滞在時間を増やし、市内の活性化に貢献致します。

【企画名】浜松ランタン in 舘山寺（仮）

＜開催場所＞　ホテル九重跡地

【内容】ランタンの打ち上げを通じて、

市民、市外のご家族やご友人同士で絆を深めて頂きます。

【日程】10月10日　予備日 10月17日（予定）

緊急事態宣言の発令などによるやむを得ない事情で開催不可となった場合は中止となります。

【開催時間】18時00分から18時30分

【参加想定人数】800人



【スケジュール】

14:00　設営・ランタン作成準備

17:15　受付開始　ランタンの引き渡し

～　　ランタンにお好きな絵柄や願いを描いていただきます。

18:30　ランタン打上げ開始

19:00　終了

19:05　撤収作業・清掃 開始

20:30　完全撤収



【LEDランタン製品スペック】

ランタン サイズ　高さ 約50cm×直径 約35cm

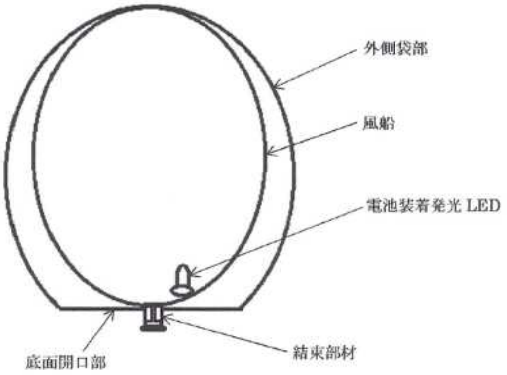
ランタン 仕様　（外部袋部 素材：紙　底面開口部：竹　結束部材：針金）

風船 素材：ラテックス

浮力：非可燃性ヘリウムガス 50～60ℓ/1基使用

LED電球【オレンジ】電池：リチウム電池

注：黒い紐をつけて飛ばします。





商品使用実績

＜静岡県内＞

駿府城公園（静岡市）
はままつフルーツパーク時之栖（浜松市）
浜松城公園（浜松市）
つま恋リゾート彩の郷（掛川市）
大井川河川敷（島田市）
蓮華寺池公園（藤枝市）

＜全国＞

スカイランタン豊橋（愛知県）
一宮スカイランタン（愛知県）
安比高原星あかり（岩手県）
大船渡スカイランタン（岩手県）
東京都公園協会様イベント（東京都）
お台場ランタン（東京都）

【お申込みプラン】

LEDランタン一式　1基　2,980円

【お申込み方法】

チケットサイトにてお申込み頂きます。

当日はQRコードの画面

または印刷した用紙をご提示いただきます。

※打ち上げエリアへのご入場は、チケット1枚につき

大人、お子様、ペット含め合計4名までとさせていただきます。

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	（1）提案事業名	（2）提案回数
2	MUSICBAR HAMAMATSU	2回目 （補助率40%以内）

（3）提案団体	（4）実施時期
MUSICBAR HAMAMATSU	令和８年８月２４日（月）～ 令和８年１０月３１日（土）

（5）事業目的

①地元住民・市外からの来訪客など、交流人口を拡大させる。
②舘山寺エリアの経済活性化のきっかけを作る。
③地域住民に「音楽のまち」で暮らしていることを実感してもらう

（6）事業内容

①『萬楽日和（ばんらくびより）』の開催
　日時：９月１２日（土）～１３日（日）
　場所：ホテル九重跡地
　・無料エリア：マルシェ、ワークショップなど
　・有料エリア：プロミュージシャンによる音楽コンサート
　　入場料：１日立ち見2,000円、１日着席4,000円ほか
②事業の広報
　・ポスターやチラシの作成し、掲示、配架する。
　・SNS広告でイベントの宣伝を行う。

（7）実施場所	（8）参加予定人数
ホテル九重跡地	団体スタッフ50人 参加者1,000人 （有料エリアは各日200人）

（9）概算事業費	（10）補助対象経費	（11）補助上限額	（12）補助希望額
4,589,000円	4,589,000円	1,835,000円	1,500,000円

（13）【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
3.9	3.6	3.5	3.3	3.3

合計	結果	審査の目安
17.6	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

（14）【審査会】採択の条件

なし

（15）【審査会】主な意見

・観光地である舘山寺を活用した事業で、舘山寺エリアの魅力を再認識して
　いただく機会となるのではないか。
・音響テストを２回実施するなど、しっかり地元調整をしていて好感が持てる。
・「音楽のまち」にふさわしい事業で、舘山寺というお寺を活用する内容を
　取り込んでおり、企画がしっかりしていると感じる。
・舘山寺エリアを元気にしてほしい。
・ホテル九重跡地活用事例として見守り、今後の観光施策の参考としたい。

次のとおり、事業を提案します。

事業名	MUSICBAR HAMAMATSU
実施時期	2026年8月24日（月）　～　2026年10月31日（土）
実施場所	ホテル九重跡地（雨天時：サンロイヤル浜名湖3F宴会場）
概算事業費	4,589,000　円
参加予定人数	団体スタッフ　50人 参加者　1,000人（有料エリア各日200人）
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	**○休暇イベント「萬楽日和（ばんらくびより）」の開催** 日時：令和8年9月12日（土）11時～21時 13日（日）11時～18時 場所：舘山寺　ホテル九重跡地 **（1）無料エリア** ・浜松の人気店を集めたマルシェ マルシェやワークショップの出展を行い、若手クリエイターの表現の場とする。 ・『九重跡地でやりたい企画』の開催 事前に一般公募で「九重跡地でやりたい企画」を募集し、アート・音楽・ヨガなど、浜松市で活躍するアーティストやパフォーマーによる表現の場を提供。 **（2）有料エリア** 15時以降は有料エリアが解放され、プロミュージシャンによるコンサートを楽しめる。出演アーティストは下記の通り。 ・西村俊祐のバンド ・バイオリニスト守屋元瑛 ・Toshiki Soejima & Nahokimama ※ラスト一曲は来場者がコーラスに参加できる形にする。 **○事業の広報** 事業を広報するため、ポスター、フライヤーを作成して、市内各所で配架・配布する。また、SNS広告の掲載、プレスリリース配信を実施し、イベントの宣伝、出店者や参加者の募集を行う。

	〇事業の広報 事業を広報するため、ポスター、フライヤーを作成して、市内各所で配架・配布する。また、SNS 広告の掲載、プレスリリース配信を実施し、イベントの宣伝、出店者や参加者の募集を行う。
事業の目的	舘山寺エリアの魅力と、浜松市が誇る「音楽の街」というブランドを、単なるスローガンではなく、浜松に訪れる誰もが参加・体感できる「観光・文化資産」へと昇華させ、音楽を使った街の循環を作ることを目的とした事業である。 **■交流人口の拡大** 音楽やアート、イベントを「鑑賞」から「参加」に変えるコンテンツを多く取り入れることで、参加者や地域住民はイベントに来場するだけで地域を盛り上げる一員になることができる。また、地域住民や事業者、関係者が増えることで、市外からの強力な来訪動機を創出する。今回のイベントでは２日間で延べ 1,000 人、有料エリアについては各日 200 人の来場を目標にしている。 **■舘山寺エリアの経済活性化のきっかけづくり** 事業を通して、来場者に舘山寺エリアの魅力を知ってもらう機会とする。観光地としての価値を理解してもらう事でエリア全体の回遊性を高め、滞在時間の延長と消費機会の最大化を図り、舘山寺エリアが観光地として活性化するきっかけを提供する。 **■「音楽のまち」で暮らしていることを実感してもらう** イベントを通して、浜松が誇る音楽文化の素晴らしさを地域住民に改めて知ってもらう機会とする。市民自身が「音楽のまち」「舘山寺」活性化の主役となる場を創り、郷土への誇りと地域コミュニティの活力を高める。今回のイベントでは来場者にアンケートを実施し、満足度の平均が８割以上を目標とする。
地域資源 の活用	**・舘山寺エリア** 美しい景観、遊園地、温泉街、グルメなど、舘山寺には多くの観光資源に恵まれている。また、会場となるホテル九重跡地はまもなく再開発が行われる予定で、この場所からの浜名湖・舘山寺の景観を楽しめるのは今しかない。この場所で大規模な音楽イベントを実施することで、舘山寺エリアに新しい観光資源を生み出すと同時に、既存の観

	光資源との相乗効果で観光地としての舘山寺のさらなる発展が見込まれる。 **・音楽のまち浜松** 浜松は楽器産業が盛んで「音楽のまち」として親しまれている。来場者には、コンサートを鑑賞するだけでなく、実際に音楽イベントに携わる体験を用意しており、「音楽のまち」浜松を改めてアピールできるイベントとなっている。 **・地域の人材の協力** 有料エリアでコンサートを行うミュージシャンは、浜松を拠点に全国で活躍する方を採用していたり、地域住民から一般公募したアーティスト、パフォーマーによる表現の場を用意していたりと、浜松で活躍する人材の協力を受けて実施している。 **・地元の協力** 本イベントを計画する上で、舘山寺観光協会と連携して準備を進め、騒音等近隣住民とトラブルにならないよう綿密な調整を行ってきた。また、雨天時にはサンロイヤル浜名湖３階宴会場を使用できるよう調整が済んでいる。他にも、マルシェには舘山寺エリアの店舗・クリエイターを優先的に採用したり、当日別団体が行うサップイベントやマルシェイベントと連携したり、クラウドファンディングの返礼品として舘山寺の特産品や体験などを用意したりと、地元住民や団体と協力して事業を実施する。
地域課題	・舘山寺エリア観光客の滞在時間が短く、周遊が発生していない。 ・「音楽のまち」という意識が西地域内で十分に浸透できておらず、イベントや観光等で十分に生かせていない。 ・多くの集客が見込めるイベントや、「ここだからこそできる」イベントが、舘山寺エリアに不足している。
事業の妥当性	・イベントを通じて舘山寺エリアに足を運んだ人々が舘山寺の魅力を再発見して周遊するようになり、滞在時間の増加、経済効果アップにつながる。 ・舘山寺エリアで音楽のイベントを開催する事で、舘山寺という観光資源と「音楽のまち」の相乗効果が発生し、観光客を満足させる新たな付加価値を生み出すことができる。

	・舘山寺における新たな大規模イベントを創出することで「この場所で今しかできない体験」を来場者に提供し、舘山寺エリアの観光地としての魅力アップ、観光客の増加・満足度アップにつなげられる。
公益性	本事業は、市外来訪者を主な対象としながらも、以下の点において地域社会に対する高い公益性を有していると考える。 **① 地域経済への直接的還元** 来訪者の飲食・宿泊・交通利用を促進することで、地域事業者に対して直接的な売上機会を創出する。特に舘山寺エリアにおいては、イベント単体ではなくエリア全体での消費を促す設計とすることで、広範な事業者への経済波及を実現する。 **② 市民への文化アクセス機会の担保** 無料で開放されるエリアコンテンツを充実させることで、有料チケットを購入しない市民に対しても、質の高い音楽文化に触れる機会を提供する。これにより、特定の層に限定されない文化享受の機会を確保できる。 **③ 市民参加による地域価値の向上** 本事業は、市内のミュージシャンやアーティストの起用はもちろん、運営クラウドファンディングでの地域資源の活用、イベントの有料エリア入場券・食事券をお礼としての市民スタッフの起用など、より多くの市民の方に関わっていただく設計を大切にしている。地域を自分ごとと捉え活性化の一員になること、またスタッフ枠や無料エリアの開放で、金銭的なハードルを抱えている方でも無理なく文化芸術にアクセスできる形にしている。 このように、「誰もが触れられる入口」と有料エリアの「深く参加できる機会」を両立する段階的な体験設計により、幅広い層に対して文化芸術への関与機会を提供するとともに、主体的に関わる参加者に対してはより高い満足度と地域への愛着醸成を促す。 **④ 将来的な税収・投資誘引への寄与** 都市ブランドの向上により、来訪者の増加のみならず、将来的な関係人口の拡大、企業誘致、移住促進といった中長期的な地域価値向上に寄与する。

財政支援 の妥当性	本イベントは、有料エリア入場料、マルシェ出店者からの出展料などを徴収することで事業費を賄っており、公共性と収益性を両立したモデルである。しかし、エリア全体の回遊設計や複数事業者との連携を前提としており、個別事業者の利益に直結しにくい「面的な価値創出」を目的としている。このような広域連携および公共空間活用を伴う事業は、調整コストが高く民間単独での実施が難しいため、立ち上げの段階では行政の財政支援が必要と考える。 また、初年度に行政支援を受けることで事業の社会的信頼性が向上し、地域事業者の参画促進およびスポンサー獲得が加速する。有料メインステージによる収益確保を前提としており、スポンサー収入および関連消費の拡大により、段階的に補助金依存度を低減させる設計となっている。本補助金は年々補助率が下がる仕組みとなっているが、翌年度以降は民間資本率の向上が期待できる。 さらに、浜松市が推進する「音楽の街づくり」を、観光・文化・産業の横断的な形で具現化する事業であり、行政施策の具体的な実装として位置づけられる。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	1,500,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計	4,589,000	

２　支出の部　　単位：円

区分	補助対象※	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費	○	990,000	・メインアーティスト：550,000 Toshiki Soejima&Nahokimama ・サブアーティスト：220,000 （西村俊祐バンド：110,000 ローカルバンド：110,000） ・ローカル出演者： 220,000 （11000×10組×2日）
賃金	○	330,000	Toshiki Soejima 動画撮影～配信作業費：220,000 音響ディレクション：55,000 PA：55,000
旅費	○	41,000	Toshiki Soejima & Nahokimama 交通費：21,000円（静岡市⇔浜松） 宿泊費：2名×1泊10,000円＝20,000円

需用費	印刷製本費	○	231,000	ポスター 88,000 フライヤー 88,000 スポンサーボード 55,000
	消耗品	○	110,000	クラウドファンディングリターン品、入場者用リストバンド、装飾用の各種テープ、雑巾、控室装飾用品、ゲスト・スタッフ用コップ、文房具、ドキュメント印用紙・インク、スタッフカード 他
役務費	広告料	○	143,000	プレスリリース配信 3 万/回×1 回：33,000 SNS 広告：110,000
	保険料	○	110,000	イベント保険
	手数料	○	324,000	クラウドファンディング手数料 220,000 チケット販売手数料 75,000 JASRAC 手数料 29,000
委託料		○	1,540,000	警備 2 日：220,000 空間装飾：1,100,000 グラフィックデザイン：220,000
使用料及び賃借料		○	770,000	会場費：110,000 機材レンタル料（音響、発電機、楽器）：660,000
計			4,589,000	
うち補助対象経費			4,589,000	

※補助対象事業に○を記載してください。

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	（1）提案事業名	（2）提案回数
3	浜名湖ベイストリートSUP WEEKEND ～舘山寺SUP体験＆SUPレース～	1回目 （補助率50%以内）

（3）提案団体	（4）実施時期
浜名湖SUP委員会	令和８年８月２４日（月）～ 令和８年１０月３１日（土）

（5）事業目的

①地域住民へSUPの魅力を周知する。
②SUPを通した地域住民の健康増進と交流促進を図る。

（6）事業内容

①SUP体験会、レクチャーの実施
　日時：９月２６日（土）全４回（１回１時間）
　場所：かんざんじ温泉公園・浜名湖内浦湖上
②SUPレース
　日時：９月２７日（日）全６階級
　場所：かんざんじ温泉公園・浜名湖内浦湖上
③広報活動
　チラシやSNSによるイベントの宣伝、参加者募集、SUPの魅力啓発

（7）実施場所	（8）参加予定人数
かんざんじ温泉公園 浜名湖内浦湖上	団体スタッフ７人 参加者９５人 来場者４００人

（9）概算事業費	（10）補助対象経費	（11）補助上限額	（12）補助希望額
1,540,000円	1,540,000円	770,000円	770,000円

（13）【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
3.8	3.8	3.3	3.2	3.3

合計	結果	審査の目安
17.4	採択候補とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

（14）【審査会】採択の条件（案）

なし

（15）【審査会】主な意見

・浜名湖におけるマリンスポーツを体験する良い機会となる。
・舘山寺の魅力を伝え、この地域の活性化に資することを期待したい。
・スポーツ文化の振興と観光振興を組み合わせており評価できる。
・マリンスポーツの聖地化を目指す本市の方向性とも合致する。
・SUPが舘山寺の新たな魅力となる事を期待する。
・地域住民に参加してもらい、住民交流の促進につなげる仕組みを入れてほしい。

次のとおり、事業を提案します。

事業名	浜名湖ベイストリート SUP WEEKEND ～舘山寺 SUP 体験&SUP レース～
実施時期	令和８年８月 24 日（月）　～　令和８年 10 月 31 日（土）
実施場所	舘山寺温泉公園
概算事業費	1,540,000 円
参加予定人数	団体スタッフ７名　、参加者 95 名、来場者 400 名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	浜名湖・舘山寺エリアにおいて、２日間にわたる SUP（スタンドアップパドルボート）のイベントを開催する。１日目は「体験会」、２日目は「レース大会」という形で内容を分け、初心者からコア層、ファミリー層まで幅広いターゲットが水辺のスポーツを楽しめるよう展開する。 （１）SUP 体験会 早朝から夕方までの計４回開催する。少人数制できめ細やかなレクチャーを行い、未経験者やこども連れでも安心して SUP を楽しめる体験会とする。 日時：令和８年９月 26 日（土） ①７：00～８：00　②８：30～９：30 ③10：00～11：00　④16：30～17：30 定員：各回８人程度 料金：3,000 円～3,500 円（2 人乗りは+500 円） ※小学校３年生以下は親子での参加とする

	（2）SUP レース大会 年齢や習熟度に応じて 6 クラス設け、多様な参加者がそれぞれのレベルで競い合い、交流できる大会を開催する。 (※中高生女子の SUP 人口が少ないため、一般女子のクラスで内包) 日　時：令和８年 9 月 28 日（日）8:00～15:00 クラス：①こども ②中高生男子 ③一般女子 ④一般男子 ⑤40 代以上女子 ⑥40 代以上男子 参加費：一般 6,000 円、学生 4,000 円 コース：200m～250m/周 （3）情報発信 本イベントについて、チラシや SNS で宣伝を実施し、参加者や観客の募集を行う。チラシは SUP やマリンスポーツ用具を取り扱うショップや行政（協働）センターで配架・配布する。また、イベント終了後も SUP 体験会やレース大会の様子を情報発信し、舘山寺エリアを新たなマリンスポーツの聖地として宣伝する。
事業の目的	・SUP を通した地域住民の健康増進・交流促進 イベントを通して地域住民に SUP の魅力を知ってもらい、イベント外でも SUP を楽しんでもらえる土台を作る。また、事業を通して体を動かすことの楽しさや大切さを知ってもらうことで地域住民に運動を習慣づけてもらい、スポーツを通じた住民交流の促進につなげる。参加目標人数は、体験会が 32 人、レース大会が 63 人、両日の観客が延べ 400 人とする。
地域資源 の活用	・舘山寺エリアの観光地としての魅力アップ 舘山寺エリアは、温泉街、景観、遊園地など、観光地としてのポテンシャルがもともと高い地域である。また、浜名湖の水面は穏やかで、マリンスポーツに適した環境が揃った場所である。そのような場所で新たに SUP のイベントを開催する事で、舘山寺にマリンスポーツとい

	う新たなエンターテイメントが追加され、観光地としての魅力が向上する。 ・地元の地域団体との協力体制 本事業を開催する上で、参加及び観覧に訪れた方々の周辺施設利用が見込まれるため、地元の舘山寺温泉観光協会からは、宿泊施設や飲食店等の会員に向けて、周知や連携調整、チラシ配架や Web 告知による広報面の協力を得ている。
地域課題	・周辺地域での SUP の認知度が不十分である SUP は性別や年齢に関係なく楽しめるマリンスポーツだが、舘山寺周辺ではそれほど盛んに楽しまれておらず、周辺地域での認知度が不十分であると言える。SUP は心身の健康に効果があると言われているので、もっと多くの人に楽しまれるべきである。 ・水辺の観光地である舘山寺のポテンシャルを活かせていない 前述の通り、舘山寺周辺の海域は水面が穏やかでマリンスポーツに適した環境が整っているが、それほどマリンスポーツは盛んに行われておらず、観光地としてマリンスポーツを前面的に売り出している気配もない。これだけの環境をマリンスポーツに生かせないのは、非常にもったいないと感じている。
事業の妥当性	・SUP について知り、楽しむ住民が増える イベントを通して地域住民が SUP に触れることで、舘山寺周辺の SUP の認知度が向上し、イベント外でも日常的に SUP を楽しみたいという地域住民も現れるようになる。また、SUP は体感トレーニング、ダイエット、メンタルヘルスにも効果があると言われており、地域住民の健康増進にもつながる。 ・舘山寺に「SUP」という新たな魅力を創出できる イベントを実施することで、舘山寺エリアのマリンスポーツに適した環境を有効活用できる。地域住民に、SUP の楽しさや舘山寺で SUP を楽しめるということを理解してもらう事で、舘山寺エリアに SUP という新たな観光の魅力を創出することができる。

公益性	・スポーツツーリズムの推進と地域経済への貢献 　イベント参加者やその同伴者がイベントに乗じて舘山寺温泉街や周辺の観光施設・飲食店に立ち寄る流れをつくることで、地域経済に波及効果を生み出す。 ・浜名湖・舘山寺ブランドの新たな魅力発信 　穏やかな内浦湾を活かした SUP イベントの様子を広く発信することで、舘山寺エリアを「マリンスポーツ・アクティビティの聖地」として認知度を高め、新たな観光客層（若年層・ファミリー層）の獲得につながる。 ・地域住民の健康増進と水辺コミュニティの活性化 　年齢や性別を問わず挑戦できる SUP を通じて、地域住民の運動習慣の定着化とそれによる健康増進を支えるとともに、スポーツを通じた新たな地域交流の場を創出する。
財政支援の妥当性	本団体は設立して間も無い法人格を持たない任意団体であり、本事業における主な財源は、協賛金及び事業実施後に確定する参加費（体験・レース）を予定している。そのため、事業実施前の準備段階において先行して発生する経費（需用費、役務費、使用料及び賃借料の支払いなど）の支払いが難しい。初期費用を遅延なく支払い、イベントを予定通り開催するためには概算払いの活用が不可欠と考える。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	770,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計	1,540,000	

２　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費			180,000	・ライフセービング（120,000 円） ・監視船乗組員（60,000 円）
賃金			300,000	当日スタッフ（延べ 10 名程度）
需用費	消耗品		180,000	レース記念品
	印刷製本費		80,000	のぼり旗、バックパネル印刷費
役務費	保険料		40,000	イベント損害保険
	広告宣伝費		150,000	SNS 広告、チラシ印刷費
	手数料		30,000	エントリーサイト使用手数料
委託料			240,000	音響設備手配・オペレーター配置
使用料及び賃借料			340,000	・会場使用料（10,000 円） ・駐車場利用料（30,000 円） ・無線機レンタル（30,000 円） ・発電機レンタル（70,000 円） ・ステージ使用料（200,000 円）
計			1,540,000 円	
	うち補助対象経費		1,540,000 円	

※補助対象事業に〇を記載してください。収支予算書

参　　考
（浜松市公式HPより）

Sup Yoga　SUP / SUPヨガ



What's - Sup Yoga

SUP（スタンドアップパドルボード）は、

ボードに立ちパドルを漕いで水の上を進む新たなマリンスポーツ。水のある場所なら海でも川でもどこでも楽しめ、初心者でもすぐに立てる気軽さが魅力。

一方で、サーフィンのように大波に乗り、技を競い合うものや、数10kmもパドルを漕ぎ続けてスピードを競う者、ボードの上でポーズを決めるヨガまで、レベルや好みに合わせて楽しみ方は自由自在だ。

山や陸に囲まれている内海の浜名湖では、景色の移り変わりを楽しみながら漕げるため、選手にとって好環境である。

Gallery -











Sports　浜名湖・遠州灘でできるスポーツ

資料４

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項				
件　　名	令和８年度　地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり助成事業）（少額助成等事業）の選考結果について				
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 （以下「助成事業」という） 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業 ＜浜松市地域力向上事業実施要綱（抜粋）＞ 第７条　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、提案された助成事業が、次の各号に掲げる事業（以下「少額助成等事業」という。）である場合は、第１３条に規定する審査会（以下「少額助成等事業審査会」という。）において、審議するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。 (1) 地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が１５万円以下の事業 (2) 地区コミュニティ協議会（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成１８年浜松市条例第７８号）（以下「条例」という。）第２９条第１項の規定により認定された団体をいう。）が実施する事業 第８条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、少額助成等事業の場合は、第１３条に規定する少額助成等事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第５号様式）により通知するものとする。 第 13 条　（略） ２　少額助成等事業審査会の構成員は、区振興課長又　は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。				
対象の区協議会	浜松市中央区協議会西地域分科会				
内　　容	○少額助成等事業１件 提案のあった助成事業の選考結果を報告します。 詳細は別紙のとおりです。				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	①少額助成等事業審査会にて審査、選考結果を決定（８月５日） ②提案団体に選考結果通知を送付				
担当課	西行政センター	担当者	大平　哲也	電話	597-1112

令和8年度地域力向上事業（助成事業）　提案内容

No.	（1）提案事業名	（2）提案回数
2	すココン祭	1回目 （補助率50%以内）

（3）提案団体	（4）実施時期
らびりんすゆうとう　青年部	令和８年９月１日（火）～ 令和８年１２月３１日（木）

（5）事業目的

①地域住民に地元の食文化について理解を深めてもらう。
②地域住民に地元の歴史を知ってもらう。
③世代間交流の場を提供し、地域活性化のきっかけを作る。

（6）事業内容

○すココン祭の開催
　日時：令和８年１２月中
　場所：湖の駅　よらっせ雄踏
　内容：①大型紙芝居「ゆうとうすココン物語」の披露
　　②おもっそスタンプラリー
　　③ゆうとう田んぼ体験で収穫したもち米を使った餅投げ
　　④消防団による冬の防火広報

（7）実施場所	（8）参加予定人数
湖の駅　よらっせ雄踏	団体スタッフ　８人 参加者　２８０人

（9）概算事業費	（10）補助対象経費	（11）補助上限額	（12）補助希望額
160,000円	160,000円	80,000円	80,000円

（13）【審査会】点数の平均

地域資源の活用度	地域課題の明確性	事業の妥当性	公益性	財政支援の妥当性
4.3	3.8	3.8	3.8	3.3

合計	結果	審査の目安
19.0	採択とする	合計点が平均15点以上、かつ 公益性の項目が平均3点以上

（14）【審査会】採択の条件

なし

（15）【審査会】主な意見

・地域行事を復活させることで、地域の歴史、伝統文化を知る良い機会となる。
・地域課題である世代間交流を実現させ、地域コミュニティ活性化を実現してほしい。
・今後、継続して事業を進められるよう、事業方法や収入の多角化など工夫してほしい。

次のとおり、事業を提案します。

事業名	すココン祭
実施時期	令和８年９月１日（火）　～　令和８年１２月３１日（木）
実施場所	湖の駅　よらっせYUTO
概算事業費	160,000　円
参加予定人数	団体スタッフ　８名　、参加者　280名
事業の内容 （事業の対象や手法などを具体的に記入）	**○『すココン祭』の開催** かつて雄踏町周辺で行われていた地域行事「すココン祭」を復活開催する。 日時： 場所：よらっせYUTO 内容：以下の通り ・大型紙芝居「ゆうとうすココン物語」 ・すココンのうた ・ゆうとう田んぼ体験で収穫した餅米を使って「餅投げ」 ・消防団による冬の防火広報など
事業の目的	**・地域住民に地元の食文化について理解を深めてもらう** 雄踏地区で栽培されたもち米を使った餅投げや、かつて地域のこどもたちが楽しんでいた「すココン祭」に関するコンテンツを用意することで、地域住民に雄踏地区の食文化について理解を深めてもらう。また、本イベントは地元の食文化の発信拠点である「よらっせ YUTO」で開催し、イベントを通して地場産品に触れる機会を提供する。参加目標人数は２８０人。

	・地域住民に地元の歴史を知ってもらう 雄踏町周辺では、地の神様を祀る「すココン祭」という行事が行われていたが、50 年ほど前に廃れてしまった。地域住民に、かつて雄踏地区でそのような行事が行われていたという歴史を知ってもらう機会を提供したい。 **・世代間交流の場を提供し、地域活性化のきっかけをつくる** 上述の通り、すココン祭は 50 年以上前に行われており、シニア世代がこどもの頃に楽しみにしていたイベントである。イベントの中で、すココン祭の知識があるシニア世代と、何も知らない現代のこども世代がともに過ごすことで、世代間交流を促進し地域活性化のきっかけを作る。参加目標人数は、こども世代 100 人とシニア世代 80 人。
地域資源 の活用	**・よらっせ YUTO** 今年８月にリニューアルオープン予定。「湖（うみ）の駅」として雄踏エリアで獲れた野菜や海産物など地場産品を販売し、地域の食文化の発信拠点としている。 **・すココン祭の伝統と文化** 「すココン祭」は、かつて雄踏町周辺で行われていた行事。当初は地の神様を祭ることが目的で、小さく握った赤飯「おもっそ」をお供えし、田畑の守護神とも呼ばれるきつねに扮したこどもたちが地域の家々を回り「おもっそ」を取りに行くという行事だった。食べ物が不十分だった背景もあり、当時の地域のこどもたちにとっては一大イベントだった。 **・雄踏で栽培したもち米** 雄踏幼稚園の園児が田植えを行い、雄踏地区内で栽培したもち米を使用して餅投げを行う。 **・地元消防団の協力** 防火広報活動を実施する。

地域課題	・都市部へ若年層が流出することで、地域の伝統文化や地産地消の機会が失われている。 ・各種地域団体に加入、協力する地域住民が減り、団体の弱体化や解散などが発生している。 ・世代間交流の機会に恵まれず、地域コミュニティが弱体化し地域全体の活気が失われつつある。
事業の妥当性	・伝統文化をイベントという形で開催することで、地元住民に楽しみながら伝承につなげることができる。また、若年層も地域の歴史や文化への関心を深めて郷土への愛着を持つようになり、人口流出の抑制、地産地消の促進につながると考えられる。 ・本イベントは、消防団やPTAなど地元の各団体と相互協力して開催する。参加者はイベントの中で各団体の役割や大切さに気付き、地域団体に協力したいという住民が増えることが考えられる。 ・前述の通り、こども時代にすコロン祭を楽しんだシニア世代と全く知らない現代のこども世代が交流するイベントを行い、世代間交流の機会創出の場とすることを目指している。また、・地元の施設を利用することで、地域のコミュニティをより一層広げて強化できると考えている。
公益性	・地域住民が地元の食文化について理解を深めることで、食べ物を大切にしようという意識が地域全体で向上するとともに、地元食材の魅力に気付き、買い物の際には積極的に雄踏産の食材を選ぶようになる。 ・地域住民が参加できるイベントを開催する事で、住民同士の交流、世代間交流、各地域団体との交流の場を創出し、地域の老若男女が楽しいひと時を共有することができる。 ・「すコロン祭」を地域住民が知る機会となり、地域の伝統行事・文化を後世に受け継いでいく事ができる。

財政支援 の妥当性	・本イベントは長年開催してきたが、昨今の時代背景により学生によるボランティアの協力が得られなくなる、物価上昇などの要因により継続的な開催が課題となっている。 ・本イベントは地元の各団体が協力して開催するため、地域課題の直接解決を図ることができる上、柔軟に対応することができるという強みがある。 ・本イベントは地域の各団体、住民を巻き込んだものであるため、地域コミュニティ全体の活性化と持続可能な地域づくりを図ることができる。 以上のことから、イベントの内容を充実させて今後も持続的にイベントを継続させるためにも、行政による財政支援をお願いしたい。

第２号様式（第６条関係）

収支予算書

１　収入の部　　単位：円

区分	予算額	経費内訳（単価・数量）
補助金	80,000	地域力向上事業（市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金）
計	160,000	

２　支出の部　　単位：円

区分		補助対象※	予算額	経費内訳（単価・数量）
需用費	消耗品	○	20,000	餅投げ関連用品
	食糧費	○	20,000	熱中症対策　お茶代
役務費	手数料	○	80,000	雄踏町内和菓子屋　餅加工費
使用料及び賃借料		○	5,000	よらっせYUTO　使用料
原材料費		○	35,000	もち米１．５俵、ポン菓子１００個
計			160,000	
うち補助対象経費			160,000	

※補助対象事業に○を記載してください。収支予算書

＜補足資料＞

下記の通り、「すココン祭」のタイムスケジュールをお伝えします。
日程については、「よらっせ YUTO」オープン後　詳細が確定します。
よろしくお願いたします。

「すココン祭」　タイムスケジュール

10:00～受付
　　参加費：1人200円　（ビニール袋を渡す）
10:30～ 「すココン祭」始まるよ～
　　挨拶・活動紹介
10:35～紙芝居「ゆうとうすココン物語」
10:50～おもっそスタンプラリー
　　「すココンのうた」が流れている間 全部集めるとポン菓子プレゼント
11:10～「お餅投げ」の説明
　　ゆうとう田んぼ体験で収穫したもち米を使用
11:05～世代ごとに分かれて待機
11:10～
　　1・小学生以下＋保護者1名
　　2・中学生以上～69歳まで
　　3・70歳以上～
※安全のため、世代を3つに分けての実施
※チケットを持っている人のみ餅投げに参加できます

地域活性化プロジェクトらびりんすゆうとう

資料５

（差し替え）

令和８年度　西地域分科会「地域課題」一覧表

	課　　題	提案者	内　　容
１	太陽光パネルの設置、処分に係る地元に対する周知について	森下晃司	太陽光発電施設を設置する場合及び太陽光パネルの処分場を設置するにあたり近隣住民に対する説明すべき対象の範囲や懸案について、各委員の考えを聞かせていただきたい。
２	自治会加入世帯減少による、地域活動や防災対策への影響及び通学路の安全対策	中村規子	自治会加入世帯が少なく、地域活動や防災施設・設備の資金不足が課題。未舗装の道路など通学路の安全対策も必要である。 他地区の自治会加入率向上の取り組み、防災施設の整備、通学路の安全対策の事例を教えていただきたい。
３	協働センター附設体育館の老朽化	鈴木幸子	入野協働センター附設体育館は、建設から40年以上経過し老朽化が激しい、器具庫の収納力不足や電気設備の容量不足など課題がある。 同様の課題を抱えた体育館の改修や運営の取り組み事例を共有していただきたい。
４	漁港内の放置船艇対策	宮原真一	廃船について組合員の高齢化などで所有者と連絡がつかず漁船の登録抹消や処分が進まないケースが増えている。 所有者への連絡が困難になってきており、安否、近親者、連絡方法などの情報を得ることへの協力をいただきたい。

５	**コミュニティの希薄化や社会変化による地域防災力の機能の変化について**	**山下幸治**	社会が大きく変化する中、地域の防災力が機能するか疑問である。 ① 役員の任期・継承について 単年度で交替するので引継ぎやノウハウの蓄積に疑問 ② マニュアルと地域内連携について 防災活動規定（マニュアル）が整備されているか。 各地域の課題や取り組み状況、好事例などを各委員から共有いただきたい。
６	**地区内に増えているスクラップヤードへの規制について**	**池谷壮一**	伊佐見地区内、小・中学校、協働センター等の主要な施設がある県道細江舞阪線沿線に５か所のスクラップヤードがある。 大型車両の増加、伊左地川への油の流出、事業所内の作業内容が見えないなど問題が生じている。 令和８年６月、廃棄物処理法の一部改正により規制が強化された。そこで市の方針と地域の生活環境の保全について考えを伺いたい。
７	**雄踏総合体育館のエアコン設置について**	**鈴木隆之**	緊急避難場所になっている雄踏総合体育館はエアコンが設置されていない。利用者の安全面、健康面を踏まえると必要と考える。 同規模の体育館のエアコン設置状況、避難場所等のエアコン設置状況について教えていただきたい。
８	**西野島浦公園の緑地保全（松枯れ対応）と白アリ対策等について**	**小楠悦孝**	舞阪町第一弁天島地区の「西野島浦公園」は地域にとって重要な憩いの場であるが以下の課題があり、意見を伺いたい。 ① 老人会が、草刈りを行っているが、他の地区は誰が行っているか。 ② 公園内の松の切り株から白アリは発生していないか。 ③ 近隣公園での松枯れの発生状況は？

９	**弁天島駅前への横断歩道の早期設置について**	**佐々木雄一**	JR弁天島駅前には、横断歩道がなく歩行者や自転車利用者は地下道を利用している。 しかし、地下道は荷物を持った観光客、高齢者、ベビーカー利用者及び自転車利用者にとって負担が大きいことから、道路を横断する人もあり、事故につながる危険性がある。 交通安全の確保、駅前の利便性向上、さらには観光地としての受け入れ環境整備の観点から、弁天島駅前への横断歩道の早期設置を強く要望する。

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　森下　晃司

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	**１　太陽光パネルの設置について** 国のガイドライン基準によると、大型の太陽光発電施設(50kw 以上)を設置する場合はでは半径300m 以内の地域住民に対して説明会開催することが求めるように定められています。 一方で小型の施設（50kw 未満）では半径 100m 以内の住民が対象であり、説明会開催または個別訪問で可とされています。 市の条例にて 20kw 以上の施設では隣接する土地及び建物の所有者への説明会開催又は戸別訪問が必要と定めているが、対象の範囲に住民が住んでいなければ、浜松市に申請するだけで、太陽光発電施設が設置できることとなります。 つまり、自治会や地域住民が知らなくても条例の範囲内で設置されてしまいます。本当にそれでいいのでしょうか。 **２　太陽光パネルの処分について** 寿命を迎えた太陽光パネルはどこに行くのでしょうか。太陽光パネルを処理する廃棄物処理場についてもすでにある廃棄物処理業者が馬郡町の工場跡地を買収し太陽光発電パネル廃棄物処理場を作ると話を聞きました。廃棄物処理場の場合は半径 500m の住民が対象です。 カーボンニュートラル推進課の考え方は分かりますが、使われていない土地が多い西地域が施設の建設や廃棄物処理場に狙われているのではないかと思います。
2	**他の委員へ依頼したいこと**	上記２点について西地域のお住まいの皆様のお考えをお聞かせいただきたい。
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　中村　規子

１	背景を含めて、内容をご記入ください。	自治会加入世帯が少なく、地域活動や防災施設・設備の資金不足が課題です。 また、狭く未舗装の道路や通学路の安全対策も必要です。
２	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	自治会加入率向上の取り組みや、防災施設整備（屋台小屋・防災倉庫）通学路安全対策の事例（自治会活動の資金確保の方法）について教えていただきたいです。
３	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	地域住民が安心して暮らせるよう自治会加入促進を図るとともに行政の補助制度を活用して施設整備や道路・通学路の安全対策を行政と地域が連携して進めていきたい。

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　鈴木　幸子

１	背景を含めて、内容をご記入ください。	【体育館の老朽化】 入野協働センター附設体育館は自治会主催の敬老会や住民運動会、シニアクラブ主催の輪投げ大会、社会福祉協議会主催の福祉まつり、三世代交流ボッチャ大会など、多様な世代の地域住民が交流し、地域振興に貢献する重要な拠点となっています。 また、入野中学校、大平台高校の部活動や、地元スポーツ少年団の練習場としても利用されています。 しかしながら、体育館は昭和 55 年の設置から 40 年以上が経過し、設備の老朽化が著しい状況です。 器具庫の収納力不足も課題であり、机や椅子、ステージなどの搬入・搬出に苦労を強いられています。 さらに、電化製品を数台使用するだけでブレーカーが作動しやすく、冷暖房機器の使用が困難な状況です。 昨今の気候変動により夏場などは体育館内の気温が 40 度を超えることもあり、扇風機を複数台稼働させて換気を行わなければ、熱中症等の健康リスクが著しく上昇し、利用者の安全が脅かされる危険な状態となっています。 そのため、式典等では他の民間施設を借用せざるを得ないなど使い勝手の悪さを一部団体から指摘されています。
２	他の委員へ依頼したいこと １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	【他地区の体育館改修・運営事例の共有】 同様の課題を抱えた体育館の改修や運営において、どのような取り組みを行ったか、成功事例や苦労話などを共有いただきたい。
３	提案など １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	【地域住民への意見聴取】 改修計画の策定にあたっては、地域住民へのアンケート調査や意見交換会を実施し、ニーズや要望を反映させる。

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　宮原　信一

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	**漁港内での放置船艇対策について、**他県でプレジャーボート廃船の放置が問題となった例が報道された。陸上でも放置車両の処分に困る例もよくある。近年、漁協でも組合員の高齢化等で所有者と連絡がつかず、漁船の登録抹消や処分が進まないケースが増えている。 　このまま放置を続ければ、沈没や漂流により漁船運行に支障、危険が及ぶ恐れがある。
2	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	所有者への連絡が困難になってきている。高齢者の安否、近親者、連絡方法など情報を得ることへの協力をいただきたい。
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	放置物に限らず、土地の相続などの個人資産に係る問題は、法令的にも解決に時間を要し、処分等の費用負担も困難である。迅速に処分できるような法令整備、対策システム構築が必要ではないか。

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　山下　幸治

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	防災士の視点から、コミュニティの希薄化や社会変化に伴い、「いざというときに自治会の地域防災力が本当に機能するのか」という点について危機感を感じている。 **① 役員の任期・継承について** ・役員任期により単年度交替も多く、引継ぎやノウハウの蓄積（職務分掌・活動実績等の継承）に疑問がある。 ・定年延長等により仕事と自治会活動（防災）の両立が難しくなっている。 **② 防災マニュアルと地域内連携について** ・明確な「防災活動規定（マニュアル）が整備・運用されているかが疑問。 ・高齢者・単身世帯の増加や多文化共生が進む中、要支援者等（災害弱者）への対応や関係組織間の連携の実効性について不安がある。
2	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	① 防災活動規定やマニュアルが「文書化」されているか。 ② その規定やマニュアルは非常時に機能すると思われるか。 ③ 要支援者（災害弱者）への対応スキームは機能しているか。 ④ 高齢化や多文化共生等で懸念される課題、または、他地域に照会できる良い取組があれば情報共有をお願いしたい。
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　池谷　壮一

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	伊佐見地区の中心を通る県道細江舞阪線は地域の重要な幹線道路である。沿線には小・中学校、協働センター等の地域の主要な施設がある。 近年、沿線にはスクラップヤードと呼ばれる施設が増え地域の生活環境の保全上さまざまな問題が生じている。 ① 通学路での大型車両の増加 ② スクラップヤードから伊佐地川への油の流出 ③ 各施設内の状況の把握ができない
2	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	沿線には現在、5 か所ほどの施設があります。 これ以上増やさない為、現稼働のスクラップヤードへの 2026 年 6 月廃棄物処理法の一部改定、成立に伴う規制強化による行政（浜松市）の方針説明と政令化による地域の生活環境の保全をどう考えているのか。 内容も含めた作業スケジュール（案）の提示
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　鈴木　隆之

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	緊急避難場所になっている雄踏総合体育館はエアコンが設置されていないため夏は温室、冬は冷凍庫とまでいわれています。 利用者の安全面、健康面を踏まえて、また、避難場所となったことを考えるとエアコンがあればと思います。
2	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	同規模程度の体育館のエアコン設置状況などわかれば教えていただければと思います。 また、避難場所等のエアコン設置状況について教えていただければと思います。（停電していたら無意味なことですが）
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　小楠　悦孝

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	西野嶋浦公園の緑地保全（松枯れ対応）と白アリ対策等について 舞阪町第一弁天島地区「西野島浦公園」では、高齢者の方々がグランドゴルフに汗を流したり、小学生・中学生の子ども達がほぼ毎日バスケットボールで元気よく遊んだりしています。 自治会でも秋には運動会を行ったり、防災訓練の避難場所に使用したり、地域にとって、「大変重要な広場であり憩いの場」でもあります。 公園内の草刈りは、老人会の皆さんを中心に行っていますが、とても大変な作業になっています。 近年、公園内のほぼ全ての松が、松くい虫の被害に遭い伐採を余儀なくされ、緑地としての景観を損ねると共に、木陰で涼む場所も無い状態です。【課題①】 また、松伐採後の切り株に「白アリ」が大量に発生し、近隣の住民への被害が拡大する恐れがあります。【課題②】
2	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	① 近隣の公園で、松くい虫の被害により松枯れが発生している所はありませんか。また、公園管理事務所との連携で、緑地の景観保全、木陰での休憩場所確保にどう取り組まれていますか？ ② 松伐採後の切り株に「白アリ」が発生していることはありませんか？ ③ 公園内の草刈りは、どう対応していますか？
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	【課題①】 松くい虫の対策は非常に難しい様ですから、松の代わりに「桜」を植樹していただきたい。　緑地の景観保全と同時に、木陰で運動後の休憩がとれる場所の確保もお願いしたい。 桜が大きくなれば、将来はお花見も出来ます。 【課題②】 松伐採後の切り株に「白アリ」対策を施していただきたい。

令和８年度　「地域課題」

委員氏名　　佐々木　雄一

1	背景を含めて、内容をご記入ください。	弁天島駅前への横断歩道の早期設置について JR 弁天島駅前には、道路を横断するための横断歩道が設置されておらず、歩行者や自転車利用者は地下道を利用することとなっています。 しかし、弁天島駅は舞阪地区の玄関口であり、周辺には弁天島海浜公園、宿泊施設、飲食店などが集まる観光拠点であることから、観光客の道路横断需要が非常に多い状況です。また、渚園へ向かう利用者や駅利用者も多く、特に高校生をはじめとする自転車通学者の利用が集中しています。 地下道は自転車の利用や荷物を持った観光客、高齢者、ベビーカー利用者にとって負担が大きく、実際には道路を横断しようとする人も見受けられ、事故につながる危険性があります。 交通安全の確保と駅前の利便性向上、さらには観光地としての受け入れ環境整備の観点から、弁天島駅前への横断歩道の早期設置を強く要望します。
2	**他の委員へ依頼したいこと** １に記載した「地域課題」解決のために意見交換を行う上で、他の委員から提供してもらいたい情報（他地区（団体）の取り組みや実情など）、他の委員に求めたい意見についてご記入ください。	他地域において、駅前道路への横断歩道設置や交通安全対策を実現した事例がありましたら、その経緯や行政・警察との調整方法、地域での取り組みについて情報提供をお願いいたします。
3	**提案など** １に記載した「地域課題」に係る提案などありましたら、具体的にご記入ください。 空欄でも構いません。	弁天島駅前は浜松市西部を代表する観光地への玄関口であり、観光振興と交通安全を両立させるためにも、浜松市と静岡県警が連携し、現地調査を実施した上で、横断歩道設置の可能性について早急に検討していただくことを提案します。

みんなで創る、元気な未来。

浜松市

浜松を うなぎまつりで 応援

返礼品なしのふるさと納税型のクラウドファンディング



目標金額

2,574,000 円

実施期間

2026 年 10 月 28 日まで

対象事業

浜名湖うなぎまつり

●**日時：11 月1日(日)**　９時 15 分～15 時 30 分

●**会場：浜名湖ガーデンパーク**　イベント広場周辺
（静岡県浜松市中央区村櫛 5475-1）

●**イベント詳細**

・うなぎ弁当やうなぎ丼の販売会
・うなぎのつかみどり(小学生以下限定)
・50 メートルのうなぎ長巻寿しへの挑戦　など

入場料金 駐車料金 無料

●**主催：浜名湖うなぎまつり実行委員会**(共催：浜松市)



▲「うなぎのつかみどり」の様子



▲50メートルの「うなぎ長巻寿し」

地元を応援したい！

お得に応援したい！

ふるさと納税の仕組みで、少ない負担で多くの支援ができます！

▶▶「ふるさとチョイス®」寄付金フォーム

■寄付金の用途

皆さまからの寄附は「浜名湖うなぎ」のブランド価値を高め、その魅力を全国に発信するための広報費や来場者の皆さまが「浜名湖うなぎ」を堪能できる様々なイベント運営費に使われます。

■実行委員会からのメッセージ

浜松が誇る地域資源「浜名湖うなぎ」。この大切な資源と食文化の魅力を繋ぎ、「うなぎ」を通じて地域を元気にするとともに笑顔でいっぱいにしたい！そのような思いで「浜名湖うなぎまつり」を実施します。

ガバメントクラウドファンディング、寄付金控除に関する詳細を、裏面でご紹介しております。ぜひご覧ください！

裏面を CHECK！

地域を盛り上げるイベントを寄附で応援！

～ 地域を応援する気持ちをかたちに ～

ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）とは？

- ✔ **あなたの寄附が、地域の未来につながる！**
- ✔ **実質2,000円の負担で地域貢献できる！**
- ✔ **寄附金のうち2,000円を超える部分は、所得税や住民税から全額控除（上限あり）！**

事例【3人家族の場合】
・夫婦、子（中学生）一人
・年収　500万円
→上限額：6万円（目安）

知っておきたい重要ポイント

①自己負担は実質2,000円

複数のイベントにご寄附いただいても、上限額の範囲内であれば、自己負担の合計は2,０００円です。

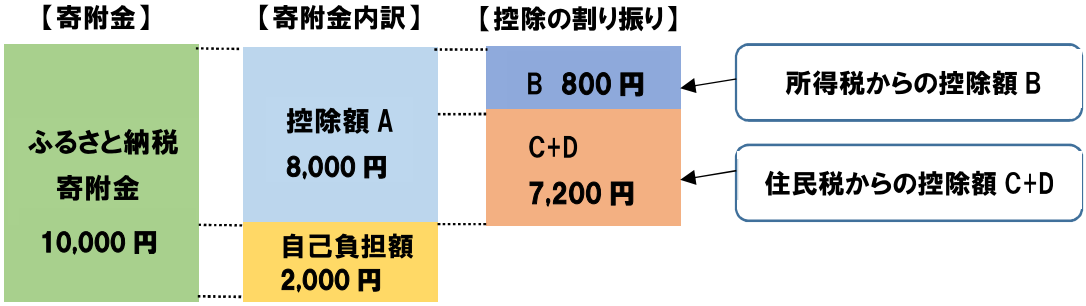
②控除上限額は人それぞれ

ご本人の年収や家族構成（配偶者の有無、子どもの年齢など）によって、控除される最大枠（上限額）が異なります。

10,000円を寄附すると（一例）

寄附した金額から2，000円を除いた分は、所得税と住民税から控除されます。

※控除を受けるには「確定申告」か「ワンストップ特例制度」を利用した手続きが必要です。



内容	計算式　　＜＞内は１万円寄附した場合の金額目安
A　控除額（計算の元となる額）	寄附金 － 自己負担額（=2,000 円）＜8,000 円＞
B　所得税からの控除額	A ×「所得税の税率」※19 歳までは復興特別所得税率を加算＜800 円＞
C　住民税からの控除額（基本分）	A × 10%＜800 円＞
D　住民税からの控除額（特例分）	A ×（100%―10%（基本分）－ 所得税の税率）＜6,400 円＞

総務省「ふるさと納税ポータルサイト　ふるさと納税のしくみ（税金の控除について）」をもとに作成

「ふるさと納税ポータルサイト」はこちら

お問合せ：浜松市中央区西行政センター（まちづくり推進担当）　TEL053-597-1117

ふるさとチョイスGCF

ガバメントクラウドファンディングに挑戦中

静岡県浜松市

キーワード

自然・環境

市指定天然記念物
「浜松海岸のアカウミガメとその産卵地」を守るために

目標金額

10,000,000円

受付期間

2026年7月31日(金)10時
～10月28日(水)



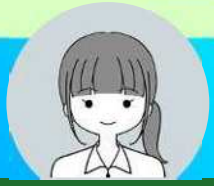
ご寄付の使い道

浜松市は、「浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地」として、海岸と産卵するために上陸するアカウミガメを市指定天然記念物に指定しています。

皆さまからのご寄附は、アカウミガメの卵を保護するため古くなった保護柵の新設に使われ、アカウミガメが安心して産卵し、子ガメが無事にふ化できる環境作りに繋がります。

地域の財産を守るため、皆様のご協力をお願いします。

担当者メッセージ



浜松市ではアカウミガメの卵を守り、無事にふ化させるため、保護柵を設置しています。
この取り組みを通して、多くの方に浜松市の豊かな自然とアカウミガメの魅力を伝えていきたいと思っています。

浜松市中央区南行政センター
まちづくり推進　広報担当

この寄付は「ふるさと納税対象」です。
地域の課題解決に役立ててみませんか？

お申込みはインターネットが便利！　ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングへ

URL https://www.furusato-tax.jp/gcf/5529

寄付までの流れ

URL https://www.furusato-tax.jp/gcf/5529

Step.01 GCF のプロジェクトページにアクセス

まずは上記 URL か、右の２次元コードからアクセスして
GCF のプロジェクトページをご覧ください。

Step.02 お申し込み手続きを行う

ふるさと納税で応援 ボタンを選択し、寄付金額入力ページへ移動。
寄付金額を入力後、ページに従い入力を進める。

Step.03 決済をして寄付完了 !!

後日、受領証明書（お礼の品をご希望された方はお礼の品）を
お受取りください。寄付金控除手続きも、お忘れなく !!

プロジェクトに関するお問い合わせ

浜松市中央区南行政センター
まちづくり推進
メール：s-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
電話：053 - 425 - 1382

ふるさと納税のメリットは？

ふるさと納税とは、ご自身の故郷や、応援したい自治体に
寄付ができる制度のことです。自分の選んだ自治体に寄付を行うと、控除上限額内の
2,000 円を越える部分について、所得税や住民税の還付・控除が受けられます。



あなたの思いを込めた寄付が
ふるさとをそして日本を動かす!



ふるさとチョイスGCF®



使い道に共感した方から寄付を募る ふるさと納税型クラウドファンディング

ガバメントクラウドファンディング®(GCF®)は、ふるさとチョイス
がふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。
自治体が抱える問題解決のため、寄付金の使い道をより具体的に
プロジェクト化し、共感を得た方から寄付を募る仕組みです。

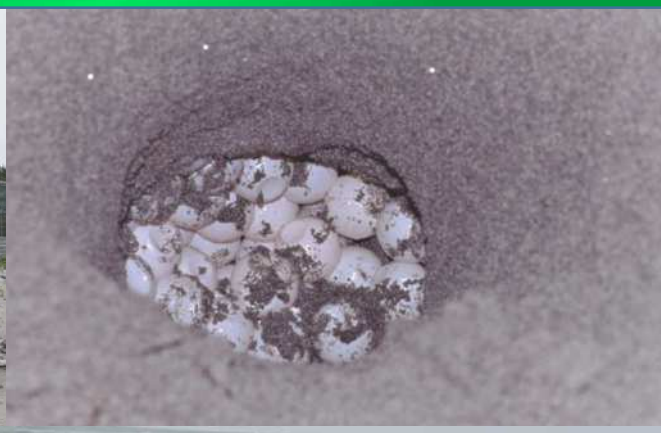
寄付に関するお問い合わせ

浜松市中央区南行政センターまちづくり推進
メール：s-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
電話：053 - 425 - 1382

みんなで創る、元気な未来。
浜松市

アカウミガメが生息する自然環境を守りたい！

浜松市では、絶滅危惧種であるアカウミガメが将来にわたり遠州灘で生息し続けることができるよう、
アカウミガメの卵を野生動物等の外敵から守る保護柵へ移し替え、安全なふ化に努めています。
このたび、この老朽化した保護柵を新設するため、ガバメントクラウドファンディングを実施します。



写真提供：特定非営利活動法人サンクチュアリエヌピーオー

ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）の対象事業です！

- ✔ あなたの寄附が、地域の未来につながる！
- ✔ 実質2，000円の負担で地域貢献できる！
- ✔ 寄附金のうち2，000円を超える部分について、所得税や住民税から全額控除（上限あり）！

募集期間　令和８年７月３１日（金）10 時～１０月２８日（水）

詳細・ご寄附はこちら→

お問合せ先　浜松市 HP「クラウドファンディング」
浜松市中央区南行政センターまちづくり推進（053-425-1382）

ふるさとチョイス GCF
https://www.furusato-tax.jp/gcf/5529

写真の一部は見やすいよう補正・加工しています

ガバメントクラウドファンディング、寄附金控除の詳細を次ページでご紹介しています！　ぜひご確認ください！！

応援したいプロジェクトへ直接寄附
～地域を応援する気持ちをかたちに～

ふるさと納税（ガバメントクラウドファンディング）とは？

- ✔ 実質2，000円の負担で地域貢献できる！
- ✔ あなたの寄附が、地域の未来につながる！
- ✔ 寄附金のうち**2，000円を超える部分**について、所得税や住民税から全額控除（上限あり）！

例 【3 人家族】
・夫婦、子（中学生）一人
・年収 500万円
→上限額：6万円（目安）
（実際の控除上限額は、各種控除の状況により異なります。）

知っておきたい重要ポイント

①自己負担は実質2，000円

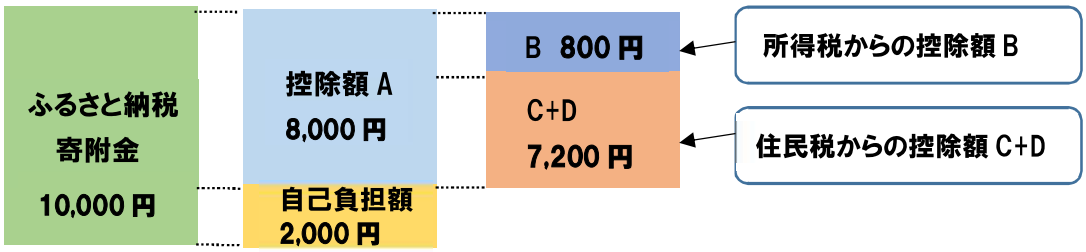
複数のイベントに寄附しても、上限額の範囲内であれば自己負担の合計は2，000円です。

②控除上限額は人それぞれ

ご本人の年収や家族構成（配偶者の有無、子どもの年齢など）によって、控除される最大枠（上限額）が異なります。

10，000円を寄附すると

寄附した金額から2，000円を除いた分は、所得税と住民税から控除されます。



内容	計算式 【＜＞内は1万円寄附した場合の金額目安】
A 控除額（計算の元となる額）	寄附金ー自己負担額（＝2,000 円）＜8,000 円＞
B 所得税からの控除額	A×「所得税の税率」※R19 までは復興特別所得税率を加える＜800 円＞
C 住民税からの控除額（基本分）	A×10％＜800 円＞
D 住民税からの控除額（特例分）	A×（100％ー10％（基本分）ー所得税の税率）＜6,400 円＞

総務省「ふるさと納税ポータルサイト ふるさと納税のしくみ（税金の控除について）」 をもとに作成

「ふるさと納税ポータルサイト」はこちら ☞



第19回 十湖賞 俳句大会

伝えたい今がある

応募期間

令和8年

7月1日（水） → 9月30日（水）

表彰式 令和9年2月11日（木・祝） 浜松市総合産業展示館北館4階 1号ホール

応募区分

- 一般の部
- 高校生の部
- 中学生の部
- 小学生以下の部

選者
※選者氏名五十音順

髙柳克弘氏（「鷹」編集長）　中川正男氏（「みづうみ」主宰）
村松二本氏（「椎」主宰）　百合山真苗氏（「海坂」主宰）

2026 松島十湖 没後100年



「浜松は出世城なり初松魚」という俳句を詠んだことで知られる俳人。

主催／浜松市中央区東地域俳句の里づくり事業実行委員会、浜松市
後援／静岡県教育委員会、浜松市教育委員会、中日新聞東海本社、静岡新聞社・静岡放送、FM Haro!、浜松ケーブルテレビ株式会社

第19回 十湖賞

投句方法

郵送/FAX/メール/Webより投句いただけます。
詳しくは裏面又は、QRコードをご確認ください

浜松市中央区俳句の里づくり事業

第十九回 十湖賞 俳句大会

俳人　**松島 十湖**（まつしま　じっこ）

松島十湖は、嘉永2年（1849年）、遠江国豊田郡中善地村（今の浜松市中央区豊西町）の生まれ。幼い頃から国学や報徳の道を学ぶとともに、俳諧の道にも進みました。俳句では、生涯約7000に及ぶ多くの俳句を生み、全国に数千の門人を擁し、大正時代には日本俳壇の雄として大いに名を馳せました。



松島十湖翁肖像画
（水野以文画、源長院所蔵）

■句　　題　**句題はありません。**
自由に俳句を詠んでください。

自分で感じたこと、思ったことを、五・七・五のリズムにのせてのびのびと表現してください。

■応募方法　専用の投句用紙、または郵便ハガキ、封書、FAX、Eメール、市HPの投句フォーム、直接持参にて受付。
応募の際は、郵便番号・住所・電話番号・氏名・俳号（任意）・学校名・学年・応募区分を記入のこと。

※ご応募の際にいただきました個人情報は、入賞時の連絡等に使用します。また、入賞された方におかれましては、今後作成する配布物等において、作品とともに、お名前、住所の一部、学校名、学年を公表させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

※俳号記載の場合、入選時の氏名の公表及び賞状表記は一律で俳号とします。

■応募作品数　**一人2句まで**　※自作・未発表の作品に限ります。

■応募区分　● 一般の部　● 高校生の部
● 中学生の部　● 小学生以下の部

■投 句 料　無料

■応募締切　**令和 8 年 9 月 30 日（水）必着**

■賞
- ● 十 湖 大 賞（4部門の十湖賞受賞作品の中から選出）— 1句
- ● 十　湖　賞（各部門）— 1句
- ● 区　長　賞（一般の部）— 1句
- ● 県教育長賞（高校生の部）— 1句
- ● 市教育長賞（小・中学生の部）— 各1句
- ● 特　　選（各部門）— 2句
- ● 佳　　作（各部門）— 6句
- ● 奨　励　賞（各部門）— 20句

■応 募・お問い合わせ先

〒435-8686　浜松市中央区流通元町20番3号
浜松市中央区東行政センター　地域振興担当
第十九回「十湖賞」俳句大会係
TEL 053-424-0115 / FAX 050-3737-5872
E-mail e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

キリトリ

→はがき表面に貼付けてお使いください。

〒435-8686
浜松市中央区流通元町20番3号
浜松市中央区東行政センター　地域振興担当
第十九回「十湖賞」俳句大会係　行

ご住所	〒	お名前	ふりがな
		俳号	ふりがな ※任意
電話番号	－　－	学校名	学年
区分	□一般の部 □高校生の部 □中学生の部 □小学生以下の部 ※レ点を付けて下さい		

よろしければアンケートにご協力ください。
◉ご年代をお教えください。
10代未満　10代　20代　30代　40代　50代　60代　70代　80代以上
◉どこでこの大会を知りましたか？　チラシ・市役所HP・雑誌広告［誌名：　］　その他（内容をお教えください）［　］

キリトリ

→投句用紙（ハガキ裏面に貼付けてお使い下さい。）

一人二句まで投句できます。　※自作・未発表の作品に限ります。

二句目（ふりがなもご記入ください）

一句目（ふりがなもご記入ください）

句題はありません。自由に俳句を詠んでください。
※文字はマスをつめて楷書で鮮明に書き、難解な文字には「ふりがな」を付けて下さい。